平成２３年（フ）第６９３号
岡山市中区八幡93番地
債務者　萬城　　龍
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２１号
岡山市北区津高台４丁目2054番地２
債務者　藤岡　智子（旧姓三池）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１３号
岡山市南区豊成２丁目３番11号
債務者　柚木　　博
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６０７７号
東京都杉並区堀ノ内２丁目15―９―205
債務者　原田　昌幸
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１０３号
東京都大田区大森東１丁目36―６―404
債務者　川村かおる
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６３８号
東京都墨田区本所１丁目20―６―102
債務者　鷲頭　英利
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８１４号
東京都練馬区中村北４丁目18―12―201
債務者　渡部　義夫
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０１７号
東京都新宿区中落合２丁目２―19―401
債務者　杉原　信義
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０６６号
東京都豊島区長崎１丁目27―７―203
債務者　船木伯久こと　舩木　伯久
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８号
横浜市港南区日野４丁目66番８号　レオパレスＨＩＮＯ201
債務者　柴田　道成
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５号
横浜市中区長者町１丁目１番地７　森島ビルⅡ307号室
債務者　渡邉　明信
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８号
熊本県山鹿市宗方通503番地
債務者　渡邉　重徳
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
熊本県山鹿市宗方通503番地
債務者　渡邉チヅヱ
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
熊本県山鹿市山鹿1764番地
債務者　江崎　泰昭
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
熊本県山鹿市山鹿1764番地
債務者　加世田佐和子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第８３０号
川崎市中原区中丸子238番地　ナガサワハイム202、前住所川崎市中原区下沼部1762番地２　セントラルガーデン503
債務者　安部浩太郎
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係